

流山市名誉市民条例施行規則 逐条解説

（趣旨）

第1条 この規則は、流山市名誉市民条例（平成28年流山市条例第22号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

【解説】

本規則は、流山市名誉市民条例の規定に基づき、その施行に関して必要な事項を定めることを規定したものである。

（審査）

第2条 市長は、条例第2条の規定により名誉市民の候補者を選定しようとするときは、あらかじめ流山市表彰条例施行規則（昭和48年流山市規則第10号）第4条に規定する表彰審査会（以下「審査会」という。）に審査させるものとする。

2 審査会は、名誉市民の候補者の選定に当たり必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求めその意見を聴き、又は必要な説明若しくは資料の提出を求めることができる。

【解説】

名誉市民候補者を審査する機関は、流山市表彰条例施行規則にある表彰審査会を置き換えて行うこととする。

会議の運営は表彰審査会のやり方に準じることとする。

また、名誉市民候補者の審査をするに当たり、必要に応じて、有識者等の参考人を招致し、意見を聴いたり、（参考人等から）資料の提出を求めることができる。

参考人は、専門的な知識を有する有識者や、当該分野に精通した団体の代表者等を想定している。

招致した参考人に対しては、謝礼金を支払う。

（公示事項等）

第3条 条例第4条第1項の規定による公示は、流山市公告式条例（昭和26年流山市条例第1号）第2条第2項に規定する掲示場への掲示のほか、掲載して行うものとする。

2 名誉市民となった者について公示する事項は、次に掲げるものとする。

（1）氏名及び生年月日

（2）略歴

（3）顕彰すべき功績の概要

（4）近影の顔写真

【解説】

名誉市民となった者を市民に向けてお知らせをする際に、広報等に記載する内容について定めたものである。個人情報に関するものであるから、遅くとも議会提案までには、本人へ公示項目についての説明をして、同意を得ておくことが必要である。

（証書等）

第4条 条例第4条第1項に規定する名誉市民の称号を証する証書は、流山市名誉市民証（別記様式。以下「名誉市民証」という。）とする。

【解説】

証書は、様式で定める。記念品は市長が別途定める。

（追贈等の場合の措置）

第5条 条例第2条第2項の規定により、名誉市民の称号を死去した者に贈るとき又は名誉市民として決定された者が称号の贈呈式前に死去したときは、その者が受けるべき名誉市民証及び記念品は、その遺族に贈呈するものとする。

【解説】

死去した者を名誉市民として決定した場合又は名誉市民として決定した後に死去された者に対して、名誉市民証及び記念品等を贈る場合には、遺族に贈ることを規定したものである。

(弔慰)

第 6 条 条例第 5 条第 2 号に規定する弔慰は、弔詞及び弔慰金の贈呈をもって行うものとする。

2 前項の弔慰金の額は、市長がその都度決定する。

【解説】

条例第 5 条第 2 号の「相当な礼をもってする弔慰」の内容を定めたものである。市表彰と同様、名誉市民が逝去した場合、弔辞を読み、あわせて弔慰金を贈呈する。

なお、死去した者を名誉市民として決定した場合には、この規定の適用はないが、名誉市民として決定した者が贈呈式前に死去した場合には、名誉市民として決定されているので、この条項を適用する。

決定前には遺族への意向確認を行い、意思を尊重することとする。

(称号の取消し)

第 7 条 市長は、条例第 6 条第 1 項の規定により名誉市民の称号を取消したときは直ちに本人又はその遺族に通知するとともに、名誉市民証の返還を求めるものとする。

【解説】

条例第 6 条の規定による取消しについて、その手続きを定めたもの。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

【解説】

施行日は、この規則の公布の日とする。